

SOGI に配慮した防災の検討

—「災害とジェンダー」における性的マイノリティの包摂—

筑本普

目次

はじめに

1. 国内の「災害弱者」をめぐる政策の歴史と現状

- 1.1 「災害弱者」の定義と変遷
- 1.2 「災害弱者」をめぐる取り組み

2. 国内の「災害とジェンダー」をめぐる政策の歴史と現状

- 2.1 「災害とジェンダー」の歴史
 - 2.1.1 災害時におけるジェンダーに基づく困難の提起
 - 2.1.2 防災におけるジェンダー視点の導入
- 2.2 ジェンダーの視点を取り入れた防災の実践と課題
 - 2.2.1 政府による取り組みの現状
 - 2.2.2 自治体における取り組みの現状
- 2.3 「災害とジェンダー」における「ジェンダー」の指すもの

3. 防災において見落とされてきた性的マイノリティ

- 3.1 災害時において性的マイノリティの直面する課題
 - 3.1.1 災害時に性的マイノリティの経験する困難の提起
 - 3.1.2 性的マイノリティに配慮した防災の事例
- 3.2 「災害とジェンダー」における性的マイノリティの包摂をめぐる問題
 - 3.2.1 「災害とジェンダー」における性的マイノリティの位置付け
 - 3.2.2 「災害とジェンダー」は性的マイノリティを包摂しうるか

4. SOGI に配慮した防災を実現するためには

- 4.1 SOGI に配慮した防災の意義
- 4.2 性的マイノリティに配慮した取り組みの提案
- 4.3 日本における防災のあり方と今後の展望

おわりに

参考・引用文献

はじめに

2024年の能登半島地震の際、SNS上で「避難所のリーダーが男性だったから十分な生理ナプキンが手に入らなかった」という女性の投稿を目にした。そのとき、私は初めて避難所での生活を想像し、自分に必要なものと、他の人にとって必要なものは違うという当然のことに気が付いた。そして、大学時代を通じて私が関心を寄せてきた性的マイノリティの人々は、避難生活で何を必要とするのかを考えるに至った。

日常生活の中で自身のプライバシーや身の安全に不安を抱えている性的マイノリティの人々が、災害時に終わりの見えない避難生活の中で様々な困難と直面することは想像に難くない。一方で、近年の日本社会は様々な災害に襲われており、近い将来大規模災害に見舞われる確率も高く算出されている。そこで私は、行政をはじめ防災を巡る議論や取り組みが盛んに行われている中で、性的マイノリティの人々にはどのような取り組みが行われているかに興味を持った。

しかしながら、能登半島地震の際に金沢レインボープライドから石川県知事に提出された要望書から、性的マイノリティに関する防災の取り組みが十分ではないことが明らかとなった。そこで、私はこの研究を通じて少しでも災害と性的マイノリティに関する議論を進め、実際の政策議論にも何かしらの影響をもたらすことができるのではないかと期待を込めて本稿を執筆する。

したがって、本稿では日本の防災とマイノリティに関する政策を整理し、防災政策における性的マイノリティの包摂の可能性を検討することを通じて、あらゆる性のあり方を包摂する「SOGIに配慮した防災」の意義を考察する。また、そのために国内における「災害弱者」及び「災害とジェンダー」の議論を足がかりとし、防災政策の中で見落とされてきた性的マイノリティに焦点を当て、「性的マイノリティに配慮した防災」の実現に向けた課題を整理する。

第1章では、高齢者や障害者といった「災害弱者」をめぐる国内の議論と政策を整理し、どのような人々が「災害弱者」とされ、どのような支援が行われてきたかを明らかにする。第2章では、「災害弱者」とは異なる「女性」に焦点を当て、国内の「災害とジェンダー」および防災におけるジェンダー視点を導入する取り組みを整理することで、災害におけるジェンダー視点の果たす役割と具体的な政策、そしてその課題を明らかにする。そして、第3章では、第2章を踏まえ、「SOGIに配慮した防災」への足がかりとして「性的マイノリティに配慮した防災」の意義と、性的マイノリティを「ジェンダーと災害」に包摂することの可能性を検討する。最後に、第4章では、改めて「SOGIに配慮した防災」の意義を確認し、その実現に向けた提言を行いたい。

1. 国内の「災害弱者」をめぐる政策の歴史と現状

本章では、国内における防災をめぐる取り組みの中で「災害弱者」と位置付けられてきた人々に焦点を当て「災害弱者」概念を確認し、その対象が拡大されてきた歴史を辿る。1節では「災害弱者」の定義を確認し、日本の防災政策における「災害弱者」の位置付けの変化を考察する。2節ではこの「災害弱者」概念に基づき進められている行政による取り組みを紹介し、国内における「災害弱者」支援政策の現状を確認する。

1. 1 「災害弱者」の歴史

はじめに「災害弱者」の定義を確認する。「災害弱者」の具体例として一般的に言及されているのは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児などである。「災害弱者」は個人の属性に基づき避難行動、避難生活あるいは生活再建時において機能的な制限を受ける人々を対象としている。しかし、当初からこうした「災害弱者」が対象とされてきたわけではない。

最初に「災害弱者」という概念が公の議論に登場したのは、「昭和 61 年版 防災白書」¹である。その中では「今後、国際化・高齢化が進むにつれて外国人や高齢者の数は増加し、災害弱者の数もますます増加していく」と記載されていた。したがって、当初「災害弱者」として想定されていたのは主に高齢者や外国人であったことが読み取れる。なお、この「昭和 61 年版 防災白書」では「災害弱者」の議論が登場した背景として、この防災白書が策定される前年 1985 年の 7 月に発生した長野県地附山地すべり災害で老人ホームが被災し、多くの高齢者が犠牲となったことが挙げられている。

一方、現在「災害弱者」として挙げられている「障害者」に関する記述はこの昭和 61 年版では見られず、翌年の 1987 年（昭和 62 年）の「防災白書」²の中で初めて言及がなされた。この昭和 62 年版では、1986 年に発生した神戸市の精神薄弱者養護施設「陽気寮」での火災で寮生 8 人が犠牲となったことに言及し、「災害弱者」の定義として「避難行動」になんらかの困難を持つ集団であることが示された。そして、すでに挙げられていた高齢者や外国人に加えて、身体障害者、精神薄弱者（現在の知的障害者）などが「災害弱者」に加えられた。さらに、その後も相次ぐ災害によって「災害弱者」の犠牲が増え続け、防災白書でも「災害弱者」への言及が繰り返されるようになった一方、具体的な対策はとられていなかった。

1995 年の阪神・淡路大震災や 2004 年の新潟県中越地震は、こうした当時の「災害弱者」対策の不十分さを浮き彫りにした。この二つの地震を契機に「災害弱者」対策が具体的に議論されるようになったことで、政府によって「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（2006 年）が策定され、災害時の情報伝達や具体的な避難計画の策定が促進された。

同時に、阪神・淡路大震災の際に多くの当事者や支援団体が実際の様子を記録に残したことで、「災害弱者」は「避難行動時」だけでなく「避難生活」や「生活再建時」にも困難と

¹ 国土庁, 1986, 「昭和 61 年版 防災白書」

² 国土庁, 1987, 「昭和 62 年版 防災白書」

直面していることが明らかになった。例えば、吉川（2007）によると高齢者は避難所に入居することができたとしても、避難生活の中で離れた場所に設置されている仮設トイレに赴くことが難しく、排尿の回数を抑えるために水分を制限してしまい、脱水症状に陥ったり、水分不足による高血圧や糖尿病等の慢性疾患が悪化したりするという事例が見られた。また、周囲の影響を受けやすい知的障害者・精神障害者や乳幼児に、避難所生活での急激な環境の変化による強いストレスがかかり、心身への影響が見られると同時に、そうした当事者をケアする家族の負担も顕在化されていった。こうした「災害弱者」の実態が顕在化されたことで、「災害弱者」概念の対象も「避難行動時」から「避難生活時」や「生活再建時」といった発災後の様々なフェーズを含むように拡大された。

また、「災害弱者」概念はその対象を拡大させるだけでなく、概念自体も変容していった。静間ら（2020）は、避難所生活になじめず帰宅してしまう障害者や、年金しか頼れず生活再建が難しい高齢者などの事例が明るみになったことで、「災害弱者」は個人の機能的な制限だけではなく、経済的・社会的な要因によって「災害弱者」に陥ることが明らかとなったと指摘している。そして、こうした認識の転換から行政は個人と環境との相互作用によって災害時に「災害弱者」に陥るリスクのある人々を「災害時要援護者」、のちに「災害時要配慮者」として再定義した。これにより、「災害弱者」はその属性に合わせて支援を受ける「弱者」ではなく、災害時の被災リスクを低減するために「特別なニーズを持つ存在」となったと言える。

さらに、東日本大震災の際にも高齢者や障害者の犠牲者の割合がそうでない人々に比べて高かったことから、改めて「災害弱者」の支援が見直された。静間ら（2020）は、高齢者や障害者、乳幼児などに加え、災害時の怪我など何らかの理由で避難時や避難後に支援が必要となる人も支援の対象となったと述べている。これにより、「災害弱者」の対象を高齢者や障害者といった特定の属性だけに限定するのではなく、いわゆる「健常者」と呼ばれる人々もまた災害時に特別なニーズを持つ存在となる可能性があると認められた。

一方で、先行研究ではこうして行政による定義が拡大しているにも関わらず、支援が必要でありながら未だに支援の対象とされていない人々の存在が指摘されている。例えば、静間ら（2020）は従来の「災害弱者」が対象としてきた高齢者、障害者や乳幼児の家族を例に挙げ、災害時に災害リスクが高まる人々の支援をする立場にある人々もまた、災害時に特別なニーズを抱えており、支援が必要な人々になりうると説明している。そして、こうしたニーズはいわゆる「災害弱者」とされる人々のものに比べ、事前の想定が難しいことも指摘している。別府（2009）は2004年新潟県中越地震と2007年中越沖地震の経験をもとに、避難所で支給される食料によって食物禁忌を持つ人々が困難に直面していた事例を指摘している。このような行政の「災害弱者」対策から見落とされている人々の存在は、行政の定義する「災害弱者」が、支援政策を前提として線引きしていることで生じていると指摘できる。そして、こうした排除されている人々に共通する特徴として、静間ら（2020）が指摘するように「事前にニーズを予期できない」、言い換えれば「平常時においてその困難が不可視化されてしまっている」ことが挙げられる。

加えて指摘したいのは、身体的な機能の差異に限らず、その住んでいる地域や住居の形状、同居人の有無などをはじめとする被災時の状況によって個人が置かれる状況は異なってくるにも関わらず、単に高齢者や障害者と括ってしまうことで制限されている機能だけに焦

点が当たってしまい、「災害弱者」の中に存在している差異が見落とされてしまう可能性があることだ。

以上を踏まえ、「災害弱者」概念の変遷を整理すると、「災害弱者」は、個人の属性によって機能的な制限を受ける人々を対象としながら、制限を受ける段階を「避難行動時」から「避難生活」や「生活再建時」にまで拡大してきた。その過程で、個人の機能的な制限から個人と環境との相互作用に焦点が当たるようになり、「災害時に特別なニーズを持つ存在」として個人の持つニーズに焦点を当てた分類へと転換し、概念そのものも変容してきた。このように「災害弱者」概念は度重なる災害の中で対象を変化・拡大させてその不十分さを補ってきた一方で、その定義は行政による支援政策を前提としたものでもあるとも言え、行政による線引きによって、本来支援を必要とする人々が、その困難が社会の中で不可視化されているために、支援の外側に取り残されてしまっていることを指摘しなければならない。

1.2 「災害弱者」をめぐる取り組み

次に、行政による「災害弱者」対策に関する取り組みを概観する。

行政の「災害弱者」対策における主要な取り組みとして「避難行動要支援者名簿」が挙げられる。これは、2004年以来実施されていた名簿の作成が、東日本大震災の被害を受け2013年に義務化されたものである³。「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、「災害時要配慮者」のうち高齢者や障害者といった特に避難行動時に支援を必要とする人々を「避難行動要支援者」とし、こうした人々の「安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置」を実施することを目的とした名簿の作成・整備を各市町村に促している。また、静間ら(2020)によると、この「避難行動要支援者名簿」はすべての高齢者や障害者を対象としているわけではなく、社会福祉施設入所者や長期入院患者については支援対象者の所在が明らかであることから、在宅者が優先されることになっている。加えて、名簿の対象一人一人への「個別避難計画」の策定も進められている。この「個別避難計画」は、2019年の台風19号の被害を受け、2021年の災害対策基本法改正から各市町村の努力義務とされているものである。しかしながら、2025年時点の調査では個別避難計画が作成された要支援者は145万人⁴であり、2019年時点での避難行動要支援者数が784万人⁵であることを踏まえると、まだ十分に行き届いているとは言えない状況である。

³ 内閣府「防災情報のページ 避難行動用支援者の避難行動支援に関すること」
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html> (2025年12月17日最終閲覧)

⁴ 内閣府、消防庁、2025、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/r6chosa1.pdf>
(2025年12月17日最終閲覧)

⁵ 消防庁、令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ、2019、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）参考資料」
https://www.bousai.go.jp/fusuigai/koreisubtyphoonworking/pdf/dai19gou/hinan_honbun.pdf (2025年12月17日最終閲覧)

一方、避難生活に関する取り組みでは、これまで多くの高齢者や障害者などが避難所生活で困難に直面してきたことを踏まえ、指定の福祉避難所を設置している。この福祉避難所では、受け入れる避難者を高齢者や障害者、乳幼児などの特定の要配慮者とその家族という形で限定することで、避難所生活においても福祉的な支援を受けやすい環境の整備が進められている⁶。これにより、これまで課題となっていた被災した「災害弱者」の家族のケア負担が軽減し、当事者も適切な支援が受けられるようになるほか、一般の避難所への避難を躊躇する人々や、適切な支援を求めて遠くに避難せざるを得なかった人々の受け入れにつながる事が期待できる。

また、そのほかにも、各自治体で避難所のバリアフリー化やアレルギーに配慮した食品の情報提供、外国人向けの情報発信などの取り組みが進められており、内閣府も各市町村が避難所における良好な生活環境を確保するにあたって参考となる指針と事例集を作成している⁷。

以上を踏まえると、現在国内で「災害弱者」対策として行われているものには避難行動及び避難所での受け入れに関する取り組みが多いことがわかる。これらは、日本の防災が緊急救命に重きを置いており、直接生命や身体に関わる避難行動における支援に力を入れているためである。また、個々人に合わせた避難計画の作成や、「災害弱者」のニーズに対応した避難所の整備を推進するなど、多様なニーズに合わせた取り組みも進められている。一方で、アレルギーに対応した食料は確保されているものの、前節で触れたような食物禁忌に配慮した備蓄はなされていない自治体が多いことから、見落とされている「災害弱者」への対応にはやはり課題が残っていると言える。

2. 国内の「災害とジェンダー」をめぐる政策の歴史と現状

本章では、災害時の女性の「脆弱性」と「回復力」に焦点を当てた「災害とジェンダー」の議論を整理し、その現状の取り組みと課題を確認する。「災害とジェンダー」は、「災害弱者」の対象に含まれてこなかった女性が災害時で経験する様々な困難に焦点を当てている。第1節では災害時に女性が直面する困難を整理し、これを解消するための防災におけるジェンダー視点の導入の過程を確認する。第2節では実際に行われている取り組みを政府と自治体の異なる二つのレベルに分けて整理し、その現状と課題を指摘する。そして、第3節では第2章を通して扱った「災害とジェンダー」の議論が見落としきてきた性的マイノリティの存在を指摘する。

⁶ 内閣府, 2016, 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf
(2025年12月17日最終閲覧)

⁷ 内閣府, 2024, 「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r6_seikatsukankyoushirei.pdf
(2025年12月17日最終閲覧)

2. 1 「災害とジェンダー」の歴史

2. 1. 1 災害時におけるジェンダーに基づく困難の提起

女性が災害下に直面する困難は男性のそれと大きく異なる。しかしながら、近年に至るまで防災では女性が「特別なニーズを持つ存在」として捉えられておらず、その困難が見落とされてきた。そこで、まず災害時に女性が経験する困難を整理したい。

阪神・淡路大震災では多くの高齢者女性が犠牲となった。相川(2006)は、震災から一年後の1996年に消防庁によってまとめられた死者数から、女性が犠牲者の57.6%を占めていることを指摘し、さらに、年代別に見ると女性の犠牲者の割合は高齢になる程増えていくことを明らかにした。そして、女性の経済的地位の低さゆえに災害リスクの高い密集した市街地に暮らさざるを得なかった多くの高齢者女性が犠牲となったことを指摘した。

避難行動時だけでなく避難生活下でも女性は多様な困難に直面する。例えば、避難所や仮設住宅、あるいは自宅において多くの女性が性別役割分業を押し付けられていることや、女性が家族として、あるいは医療・福祉等の専門職、行政職員として要配慮者のケアの主要な担い手となっていることが指摘されている。さらに、避難所運営の意思決定に女性が参加できていないために、トイレや更衣室、授乳室などで十分にプライバシーが確保されていなかった事例も見られる。災害時には女性への性暴力・性被害が増加することも指摘されており、東日本大震災の際にも避難所や仮設住宅における女性への性暴力や性被害の事例が報告された⁸。こうした被害には災害時に女性の脆弱な立場が可視化され、弱者として攻撃の対象にされやすくなるとともに、加害者が顔見知りであるために報復を恐れた被害者が被害を報告できないことや、災害による混乱によって被害が矮小化・不可視化されてしまうことが背景にある。

復興期においても女性は取り残される。東日本大震災の際には震災によって多くの人が職を失ったが、その中には非正規雇用であるために一方的に解雇された女性が多く含まれていた。竹信(2012)は、女性が避難所から仮設住宅に入居し、自立して生活再建を試みようとしても、被災地の雇用の多くが肉体労働であり、女性が安定して収入を得る職業は見つけられなかったことを報告している。また、竹信(2012)は復興期であっても女性が家庭的な役割を押し付けられているために、被災した高齢家族の介護などによってフルタイムで働くことが物理的に困難であったり、外で働くことに対し周囲から厳しい視線が向けられたりすることも指摘している。

このように女性は災害発生時から復興期に至るまでに様々な困難を経験するにも関わらず、行政の「災害弱者」の定義において「特別なニーズを持つ存在」とされてこなかった。これは、先述した「特別なニーズを持つ存在」の対象が個人の機能の制限を基準に判断されてきたためである。また、そもそも経済的地位の低さや家庭的な役割の押し付けなど困難を女性にもたらす構造が、平常時から存在していたにも関わらず見過ごされてきたために、災

⁸ 東日本大震災女性支援ネットワーク 吉浜美恵子, 柘植あづみ, ゆのまえ知子, 池田恵子, 正井禮子, 「東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する事例調査」https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kansi_senmon/wg03/pdf/giji_06-2.pdf (2025年12月17日最終閲覧)

害時の女性の困難が困難として見なされず、女性に我慢を強いる圧力が温存されてきた。さらに、女性も災害時に重要な役割を果たすにも関わらず、人命救助や瓦礫撤去などに取り組む男性の姿ばかり取り上げられ、男性だけを「災害と戦う存在」と見なす神話が作り出されたことで、災害対応・復興の担い手は常に男性であるということが自明視されて議論が進められてきた。そして、その裏で男性や「要配慮者」のケア労働負担は女性に押し付けられ、災害対応や復興に関わる女性は周縁化されている。こうして、女性は固有の経験と特有のニーズを抱えていながらも女性を抑圧する構造的な暴力によって、防災の議論から周縁化されてきた。

しかしながら、こうして長らく見落とされてきた災害時の女性の困難は、阪神・淡路大震災で当事者団体が声を上げたことを皮切りに焦点化され、次第に災害時の女性支援と防災への主体的な参画の必要性が議論されるようになっていく。

2. 1. 2 防災におけるジェンダー視点の導入

本項では災害時の女性の困難が発見され、議論されるに至った背景を整理した上で、現在防災政策の中で進められているジェンダー視点の導入について確認する。

現在行われている「ジェンダーと災害」領域の議論が大きく前進し始めたのは、2004年に内閣府男女共同参画局の職員が新潟県中越地震の被災地に派遣されてからであると言われる。一方、その背景には1995年の阪神・淡路大震災の際に女性支援団体の残した多くの記録・提言の影響があり、「ウィメンズネット・こうべ」はその一つとして知られている。1992年に立ち上げられた同団体は、阪神・淡路大震災の際には被災者の手記を集めたほか、被災地における女性への暴力に対する取り組みの必要性を指摘していた。また、相川(2024a)によると、震災と同年の4月に北京で開催された第4回世界女性会議には被災地から複数の女性グループが参加するといった動きも見られた。しかし、当時は「男女共同参画社会基本法」(1999年)の制定前であり、こうした提起は国内で関心を集めず、行政の取り組みにも組み込まれなかった。

一方で、こうした動きは「災害とジェンダー」に関する取り組みに確かな影響を与えていた。先述した通り、2004年の新潟中越地震の際には、阪神・淡路大震災の際の提起を踏まえ、翌年に「第二次男女共同参画基本計画」の策定を控えた男女共同参画局から被災地に職員が派遣された。また、国内の動きを後押しするように翌年の2005年には第二回国連防災世界会議と第49回国連女性の地位委員会が開催され、災害にもジェンダーの視点を取り入れることが国際的なテーマとなった。そして、同年に策定された「第二次男女共同参画基本計画」では防災・復興の項目が含まれ、「防災基本計画」でも男女双方の視点の重要性と女性の参画の必要性が強調されるに至った。

防災分野におけるジェンダー視点の導入について特筆すべき点は、それまでの「災害弱者」に関する取り組みのように、対象を「弱者」と位置付けて避難行動や避難生活での支援を行うのではなく、女性も主体的な防災の担い手となることを促す取り組みがなされている点である。そこで重要となってくるのが、「脆弱性(Vulnerability)」と「回復力(Resilience)」の概念である。

浅野(2023)によれば、「脆弱性(Vulnerability)」とは、災害の被害を、地震や台風といった「自然災害(Hazard)」が個人あるいは特定の集団が置かれている政治的、経済的、

あるいは文化的な立場の潜在的な弱さを引き出すことによって、生じるものとする考えのもとで唱えられた概念である。これに対し、「回復力 (Resilience)」とは文字通り災害の被害から速やかに回復することを意味する。つまり、「脆弱性」が高ければ高いほど災害時の個人や共同体の被害は拡大し、「回復力」が高ければ高いほど災害時の被害が抑制されたり、速やかに復興を実現したりすることができる。この考えに基づくと、例えば、平常時から収入や雇用が不安定になりやすい女性は、経済的な「脆弱性」を抱えており、「自然災害 (Hazard)」の際に解雇され、避難生活や復興期において雇用を得られず、生活再建が困難となる。一方で、女性は災害時に高齢者や乳幼児のケアを担うことが多いため、「災害弱者」のニーズに応じた避難行動や避難生活をサポートし、逃げ遅れによる被害や避難所での感染症を減らすことができる「回復力」を持つとも言える。これらの概念自体は災害研究においても広く議論されてきたものだが、とりわけ「ジェンダーと災害」領域において画期的であるのは、女性を単なる災害によって影響を受ける弱者 (=「脆弱性」を持つ存在) ではなく、防災を担う主体 (=「回復力」を持つ存在) でもあると位置付けることを可能にした点である。これによって、社会全体の災害リスクを減らすために、女性や女性にケアされる「災害弱者」の災害リスクを減らすことが必要であり、災害時に女性に必要な支援を提供するだけでなく、平常時から防災分野への女性の参画を促すことで女性の持つ「回復力」を高めていくことが重要視されるようになった。

こうして、防災政策において女性参画が唱えられるようになり、避難時や避難生活における女性への配慮が掲げられるとともに、防災に関する政策や方針決定の過程における女性の参加や、災害の現場に関わる女性職員の増加などが目指された⁹。しかし、その後も東日本大震災や能登半島地震など大規模災害の度に取り組みの不十分さは顕在化した。竹信 (2012) によれば、震災直後に政府が立ち上げた「東日本大震災復興構想会議」では女性委員が一人しかおらず、東日本大震災被災県以外の全国の自治体に避難所の整備・運営に女性の視点や子育てニーズが反映されているかを問う「公明新聞¹⁰」による調査では47.3%が「いいえ」と答えていたことが報告されている。また、2024年の能登半島地震の際にも、やはり被災地における地方防災会議の女性委員の割合が一割程度に留まったことや、災害発生直後の避難所における配慮が不十分だったことなどが浮き彫りになっている¹¹。

以上を整理すると、防災におけるジェンダーの視点の導入とは災害時の女性の平常時の政策・方針決定プロセスから災害対応や避難所運営に至るまで女性の意見を反映させていくという取り組みである。この過程では、女性を単に災害時に脆弱な立場に置かれる「弱者」と見なすのではなく、災害時に「回復力」を持つ「防災の担い手」として捉え直すこと

⁹ 内閣府男女共同参画局, 2005, 「男女共同参画基本計画 (第2次) 概要」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/2nd/pdf/gaiyou.pdf (2025年12月17日最終閲覧)

¹⁰ 東日本大震災女性支援ネットワーク「「女性の視点欠いた実態浮き彫りに」@公明新聞 (グラフ、データあり)」 (2011年11月30日)

<https://risetogether.jp.org/?p=555#more-555> (2025年12月17日最終閲覧)

¹¹ 内閣府男女共同参画局, 2025, 「令和6年度 男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」 https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/notohanto_r7_00.pdf (2025年12月17日最終閲覧)

が重要であり、女性の視点からニーズを政策に反映させるとともに、「災害弱者」のニーズの充足にもつながる。一方で、現状の取り組みの進捗の遅れが見られることにも目を向ける必要があるだろう。そこで、次節にて現在行われている取り組みを見ていく。

2. ジェンダーの視点を取り入れた防災の実践と課題

2. 2. 1 政府による取り組みの現状

ここでは実際に政府によって進められているジェンダーの視点を取り入れた防災政策の現状を確認する。先に述べた通り、日本の防災政策にジェンダー視点が導入されたのは2005年の「第二次男女共同参画基本計画」からである。そして、現在進められている取り組みの多くは、東日本大震災での課題を踏まえたものとなっている。

特筆すべきものとしては、まず2013年に策定され、2020年に改定された「災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が挙げられる。このガイドラインでは「平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤とある」、「女性は防災・復興の「主体的な担い手」である」といった7つの基本方針を掲げた上で、平常時の性別役割分業が災害時の女性の過程的役割に繋がること、意思決定における女性の割合の低さが女性の活躍を制限してきたことなどを指摘している¹²。また、要配慮者の対応に携わる女性が多く、要配慮者のニーズに応えるためにも、女性の参画を進めていくことの重要性が言及されている。取り組むべき内容については「平常時の備え」から「復旧・復興」に至るまで幅広いフェーズを網羅しており、自治体の防災・危機管理担当部局における女性職員の積極的な登用や職員研修の促進のほか、市町村の地方防災会議における女性委員の割合の拡大など意思決定における女性の参画を促進するものが多く、女性の視点を取り入れた避難所運営マニュアルの作成・改定や物資調達における配慮といった災害時の女性のニーズへの対応を目的とした取り組みも含まれている。地域の男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割が明確化されている点や民間団体との連携についても言及されている点についても特筆したい。取り組みごとに都道府県や市町村など取り組むべき主体を明確にしており、取り組みの実効性を高めようとする試みも見られる。マニュアル改定の同年2020年に策定された「第五次男女共同参画基本計画」においても同様の内容が反映され、ガイドラインで掲げられた、防災会議に占める女性委員の割合の増加や消防吏官における女性の採用・登用拡大の具体的な目標数値が設定されている¹³。

次に、「防災基本計画」及び「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」を確認する。「防災基本計画」は2005年の改定時にジェンダーの視点が導入されて以来、2025年

¹² 内閣府男女共同参画局, 2020, 「災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」
https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guidelene_01.pdf (2025年12月17日最終閲覧)

¹³ 内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～(令和2年12月25日閣議決定)」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html (2025年12月17日最終閲覧)

まで改定されながらその内容を拡大・充実させてきた。内容面については、先述した 2020 年の防災・復興ガイドラインの改定を受け、防災担当部局と男女共同参画担当部局の連携が示されていることや、災害対策本部への女性職員の参画を促進させることが含まれている。特筆すべき点として、能登半島地震を踏まえてなされた 2025 年の改定では市町村が備蓄すべき物資に生理用品、乳幼児粉ミルク、大人用おむつなどが追加され、女性や要配慮者への配慮がより具体化されている¹⁴。「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」では、避難所のリーダーを男女一人ずつ確保すること、災害用トイレの備蓄を女性用と男性用を 3：1 の割合で確保すること、女性用トイレを男性用トイレから離れた位置に設置すること、トイレの施錠や防犯ブザーを設置することなど、より具体的な取り組みが項目化されている点が画期的である¹⁵。

そのほかにも、政府では内閣府が中心となって災害政策におけるジェンダー視点の導入を進めている。その多くが計画や指針・ガイドラインの策定、及びそれらに対する調査・フォローアップ、自治体の啓発を目的とした広報や好事例の共有などであり、各防災組織・避難所レベルでの個別の取り組みは自治体に委ねられている。

2. 2. 2 自治体における取り組みの現状

次に自治体で行われている取り組みを見ていく。自治体の取り組みの多くは、先ほど紹介した内閣府から発出されるガイドラインや指針に則りながらなされている。具体的な取り組みの内容は自治体に委ねられており、すべてを網羅することは不可能なため、ここでは内閣府男女共同参画局によってまとめられている好事例集¹⁶より紹介する。

まず、女性の参画促進に関する取り組みでは、防災・復興ガイドラインで掲げられている取り組みの一つである、研修やワークショップを実施している自治体が多く見られる。各自治体の研修は自治体職員向け、地域住民向け、あるいはその両方を対象にしたもの、女性の防災リーダーを発掘・育成することを目的としているもの、男性も含む地域全体の理解促進を目的としたものなど様々なものが見られる。例えば、東京都の事例では女性を対象に「防災ウーマンセミナー」や「防災コーディネーター研修」を実施している。この防災コーディネーター研修を修了した女性を区市町村に紹介することで、地域防災組織への女性の参画を促している。

女性の参画を促す取り組みの中には「第五次男女共同参画基本計画」で目標とされている防災会議の委員における女性の割合増加を目的としたものも見られた。大阪府堺市では委

¹⁴内閣府（防災担当）、2025、「防災基本計画修正 新旧対照表」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_newold.pdf（2025年12月17日最終閲覧）

¹⁵内閣府（防災担当）、2024、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf（2025年12月17日最終閲覧）

¹⁶ 内閣府男女共同参画局「防災分野における女性の参画促進～好事例集～」

<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/suishin/index.html>（2025年12月17日最終閲覧）

員の構成を見直し、女性をはじめ障害者、高齢者等の要配慮者の支援団体に委員として参画を促し、女性委員の割合を10%台から、基本計画の目標である30%を大幅に上回り、46%にまで上げることに成功した。

最後に、災害対応に関する女性の参画・支援を目的とした取り組みを紹介する。愛知県豊橋市では、2016年の熊本地震の被災地へ派遣された職員の経験から、災害対応に当たる職員用の託児所を設置した。これにより、災害時だけでなく平常時も育休中の職員が託児スペースを利用できることにも繋がった。

以上を踏まえると、自治体の取り組みは政府によるガイドラインや指針を踏まえた上で、各自治体が創意工夫を凝らしながら進められていることがわかる。実際の事例を見ると、都道府県単位で取り組みを進めた上で、各区市町村レベルでの取り組みに繋げている自治体がある一方、職員や地域の経験を踏まえて独自に取り組みが進められているなど、行政単位ごとの役割を生かして相互に働きかけを行っていることが伺えた。また、一部の自治体では政府に先んじて取り組みを進めている事例も見られる。ただし、これらは内閣府の公表している好事例集にて紹介されている自治体の取り組みの一部であり、全国の自治体で同様の水準の取り組みが進められているわけではないことに留意したい。

2. 2. 3 ジェンダーに配慮した取り組みの課題

ここまで政府と自治体それぞれによる防災分野におけるジェンダーの視点を導入する取り組みの現状を確認した。ここではこうした現状の取り組みにおける課題を大きく分けて3点指摘したい。

1点目は、再三取り上げているように、政府の掲げる目標と自治体の実態に大きな差があることだ。例えば、「第五次男女共同参画基本計画」では2025年までに都道府県及び市町村における防災会議の女性委員の割合を30%にまで引き上げることを目標としている。しかし、男女共同参画局による調査によると、2024年時点での数値は都道府県防災会議で23.3%、市町村では11.3%であり目標には届いていない。計画策定時に比べれば一定数の伸びが見られることは評価できるが、市町村で女性が登用されていない防災会議の目標値が0であるのに対し、依然として285(2024年時点)あることから、まだその道のりは長いと言える¹⁷。また、2024年の能登半島地震の被災地を対象とした2025年7月の調査でも、先述の通り被災自治体の防災会議における女性委員の割合は1割(2023年時点)であったことや、発災した1月から3月末まで被災地内の男女共同参画センターの4割が災害に関する対応を行っていないことが明らかとなった¹⁸。

こうした課題の背景として、自治体職員全体の理解が進んでいないことや、人材的なりソースが十分に確保されていないことが指摘できる。浅野(2023)は、男女共同参画局の策定

17 内閣府男女共同参画局, 2025, 「第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向(令和7年5月21日現在)」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/seika_shihyo/pdf/numerical_targets_r070521.pdf (2025年12月17日最終閲覧)

18 内閣府男女共同参画局, 2025, 「令和6年度男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/notohanto_r7_00.pdf (2025年12月17日最終閲覧)

したガイドラインの内容を評価しつつ、自治体の男女共同参画担当職員がガイドラインの存在を認知していても、危機管理部局には十分に浸透していないケースがあるのではないかと指摘している。また、自治体の規模によっては男女共同参画部局が他の仕事と兼務している場合もあり、男女共同参画担当職員でもガイドラインの存在を認知していない、あるいは十分に活用できていない可能性も指摘している。前項にて紹介した自治体を見ても、取り組みが進められている自治体は、過去に被災経験があり防災への関心が高かったり、自治体としての規模が大きく予算や人員を確保しやすかったりする傾向が見られる。能登半島地震の際には、男女共同参画部局・男女共同参画センターとの連携が防災・復興ガイドラインで示されているにもかかわらず、自治体ごとのマニュアルで具体的な想定がなされていなかったことで災害時の参画や連携が困難になっていたことや、災害直後の避難所では避難者対応に追われ、他の課題に比べて男女共同参画の視点からの対応が後回しにされてしまっていたことが報告されている¹⁹。

2点目は、災害時の女性支援を民間団体に依存してしまうリスクがあることである。内閣府のガイドラインには民間支援団体との連携の必要性が示されており、自治体でも研修の実施や教材開発にあたってこうした団体の力を借りている事例が見られた。また、能登半島地震の際には民間支援団体と連携し、発災翌日から要配慮者支援を進めることができた自治体もあり、自治体だけではカバーしきれない女性・子ども向けの物資や休憩スペースの確保、相談窓口の設置などに民間企業やNPO、ボランティアなどとの連携が不可欠であることが指摘されている。一方で、女性への配慮を目的とした細やかな支援を民間支援団体に頼ることは、自治体のジェンダー課題への当事者意識を弱め、「こうした問題は民間支援団体の手を借りればよい」と安易な思考に陥ってしまう可能性がある。特に、1点目に指摘したように職員内での理解や問題意識が醸成されていない場合には、後回しにされたジェンダーへの配慮の齟齬が、女性を中心としたNPOや福祉・医療などの専門職チーム、ボランティア、地域の防災リーダーにいつてしまうことが懸念される。自治体の限られたリソースの中ですべてを実現することは難しいため、民間支援団体との連携が重要性を増す一方で、政府や自治体による「公助」を通じた女性支援を進めていく必要性も改めて認識されるべきだと言える。

3点目は、日本の防災政策そのものの構造的な問題である。浅野（2023）は、日本の防災政策が平常時から災害リスクを軽減していくよりも、災害時の救命救助や短期的な避難生活支援といった応急対応に比重を置いていることを指摘している。そのため「防災基本計画」を見ると、避難生活支援については具体的な取り組みまで言及されているにも関わらず、復興期のジェンダー課題への取り組みは、復興まちづくりへの女性や高齢者などの意見の反映というやや曖昧な表現にとどまっている。また、男性側の意識の変化を求めるよりも、「女性の参画」という名目で女性リーダーの育成ばかりに注力しているあり方にも疑問がある。避難所での相談窓口に女性の登用を推奨することや、女性に乳幼児や高齢者といった要配慮者のニーズを代弁させることは、女性がケア負担を押し付けられているという構造を問

¹⁹ 内閣府男女共同参画局, 2025, 「令和6年度 男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」 https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/notohanto_r7_00.pdf (2025年12月17日最終閲覧)

題視せず、むしろ都合よく防災政策に取り込むことによって、あたかも女性の主体性を確保したように見せかけているように思われる。こうした女性像を想定して防災に組み込むことは、災害時に女性が果たす役割を一元化してしまうことにもつながりかねない。さらに言えば、自治体が防災について知識をつけた女性の登用を対外的にアピールすることで、「女性を積極的に登用している自治体＝先進的な自治体」という図式を生み出してしまっている現状は、「女性＝先進的」という女性の道具的価値を強調することにつながるるとともに、地域に根ざしていた女性の伝統的な自主防災活動を不可視化してしまう可能性も孕んでいる。こうした構造の中で、災害時の「共助」の中で、ケア労働を押し付けられた女性リーダーが地域のために活躍し、それによって自治体は「先進的」という肩書きを手にするという家父長制が肯定され、結局女性は周縁化されることとなる。

以上を踏まえ、国内の防災政策の課題を整理する。まず、現状の日本の防災取り組みは政府と自治体の取り組みに溝がある。これを埋めるために政府は特に地方の自治体におけるリソース不足を考慮し、現状目指されている取り組みをより実現可能なものにしていく支援策を検討する必要がある。また、自治体はジェンダー課題を男女共同参画センターや民間団体など特定の組織・団体が取り組むべきものとせず、防災における重要な課題として当事者意識を持つ必要がある。そして、政府や自治体は平常時に女性を抑圧する構造が災害時にはより強化されることを認識した上で、現行の取り組みが女性を周縁化する構造を再生産していることに目を向ける必要がある。その構造の内側で対応策を考えるのではなく、構造そのものを是正し、災害リスクを軽減するような抜本的な取り組みに切り替えていくことで、災害時にも迅速にジェンダーの視点に立った対応をとることにつながる。

2. 3 「災害とジェンダー」における「ジェンダー」の指すもの

これまで「災害弱者」とされてこなかった女性の視点を防災に取り入れることが、女性や要配慮者のニーズに答えていくことにつながるという観点から、ジェンダーの視点から災害を捉える「ジェンダーと災害」の議論を進めていくことの重要性を確認した。さらに、日本の防災政策におけるジェンダー視点の導入の現状とその課題を整理した。本節ではこれらを踏まえ、これまで「災害とジェンダー」が見落としてきた人々について論じる。

「災害とジェンダー」の経緯と今日行われている取り組みを辿ると、この「災害とジェンダー」における「ジェンダー」が「女性」を指し、より正確には「シス・ヘテロ女性」を指していることは明らかである。つまり、「ジェンダーと災害」は「ジェンダー」という名目を掲げているが、実質的に「女性」の経験にのみ焦点を当て、「男性」や性的マイノリティの持つ経験を不可視化してきた。

この点について先行研究でも指摘されてきた。池田（2010）は、「災害とジェンダー」において「脆弱性」という概念が本来女性に普遍的でも固有のものでもなく、また特定の女性の集団にある時点で見られる「脆弱性」が必ずしも継続的なものではないことを指摘し、女性の多様な経験を本質化することは、人々の経験が「弱者の女性」と「強者の男性」という単純な二元論に集約されてしまい、女性の「回復力」を見えなくしてしまうと同時に、災害時の男性の困難を不可視化してしまうことを指摘した。しかし、池田は「災害とジェンダー」において「多様な男女の多様な災害経験」を捉えることを強調しているものの、性的マイノ

リティについては言及していない。このことから、これまで「災害とジェンダー」研究において「男性」が見落とされていることは問題視された一方で、性的マイノリティは問題視されてこなかったことがわかる。

しかし、性的マイノリティもまさしく災害時にジェンダーに基づく困難に直面する「脆弱性」を有している。それは、平常時に「女性」を抑圧する構造が災害時に困難をもたらすように、平常時に性的マイノリティを排除する構造もやはり災害時に性的マイノリティを排除すると言えるからである。したがって、次章ではこの性的マイノリティが災害下で直面する困難を提起し、「性的マイノリティに配慮した防災」のあり方を探る。

3. 防災において見落とされてきた性的マイノリティ

本章では、前章での「災害とジェンダー」の想定している「ジェンダー」が性的マイノリティを想定していないという指摘を踏まえ、見落とされている性的マイノリティを防災へ包摂することを検討する。第1節では、性的マイノリティが災害時に直面する困難を整理した上で、国内の防災政策における性的マイノリティに関する取り組みを確認し、性的マイノリティを包摂した防災の意義を論じる。そして、第2節ではこれまで議論してきた「ジェンダーと災害」の議論と防災におけるジェンダー視点の導入に関する取り組みが、性的マイノリティを包摂することができるかを検討する。

3. 1 災害時において性的マイノリティの直面する課題

3. 1. 1 災害時において性的マイノリティの経験する困難の提起

「災害弱者」や「女性」がそうであるように、性的マイノリティの当事者が災害時に直面する困難もまた多様である。したがって、本章では東日本大震災で被災した当事者にインタビューを実施した先行研究及び能登半島地震の際に「金沢レインボープライド」が石川県知事に提出した要望書をもとに、性的マイノリティが災害時に直面する困難を整理する。

性的マイノリティの当事者が災害時に直面する困難の一つとして「社会的な孤立」が挙げられる。これは被災時に家族や親戚といった周囲に頼ることが難しい一方で、避難所などの公的な支援も期待できないことを意味する。北村・松川（2023）の調査によれば、性的マイノリティが差別や偏見を経験した場について、「親戚との場」（64.5%）が最も高く、ついで「職場」（62.9%）、「家庭」（62.1%）となっている。したがって、特に地方では近縁者同士が地域に密集して暮らしていることも多く、性的マイノリティが家族や親戚、近隣住民に支援を求めた際に差別や偏見にさらされるリスクはより一層高くなると言える。一方で、避難所での登記では戸籍上の氏名や性別を表記しなければならないことや、同性パートナーを世帯として受け入れてもらえず仮設住宅や公営住宅への入居を認められないケースがあることから避難を躊躇する当事者も多い。さらに、杉浦・前川（2022）の東日本大震災の調査によると、そもそもこうした当事者の困難は、当事者自身が「災害時にはセクシュアリティなんて関係ない」、「自分より大変な人がいるから」と考え、自身のアイデンティティ

を不可視化するケースや、周囲にはカミングアウトをしておらず避難所へ向かわないケースがあるため顕在化しないことが指摘されている。以上から、災害時の性的マイノリティは避難所へ向かうことや周囲に支援を求めることがカミングアウトにつながってしまったり、自身のアイデンティティを否定するような扱いを受けたり、あるいは自ら自身のアイデンティティを不可視化してしまったりするために、避難や支援を躊躇してしまい、「社会的な孤立」につながるということがわかる。

さらに、たとえ避難所に避難できたとしても、様々な困難と直面する。トイレや浴場といった施設の利用を躊躇し、トイレの回数を減らすために水分を控えて脱水症状に陥ったり、生理ナプキンや下着が手に入らず不衛生な状態で生活したり、さらには HIV 治療薬やホルモン治療にアクセスできないために健康状態が悪化するリスクもあることが北村・松川（2023）によって指摘されている。生理ナプキンや下着は「女性」への配慮を目的として希望者への配布や「女性」の利用するスペースへの設置が推奨されているため、一部の性的マイノリティにとっては受け取ることによるストレスを感じやすい。他にも、下着や化粧品が「最低限必要なもの」として扱われず、当事者の手に入らなかったという内田（2012a）の報告もある。北村・松川（2023）による東日本大震災で被災した当事者を対象としたインタビューでは、男性装のために普段胸を抑えるための特別な下着を着用している当事者が、避難所ではこの下着が手に入らないために体を拭けず苦しかったという経験を報告している。以上のように、必要な物資が備蓄されていても社会的な障壁によってアクセスすることが難しいことや、そもそも必要なものが備蓄されていないことも性的マイノリティが直面する困難である。

また、災害時には当事者同士が連絡をとることが難しくなるほか、地域の当事者支援団体も被災するため、支援や交流の場を確保することも難しくなる。上述の通り災害時には自身のアイデンティティを一時的に「無いもの」としてしまうことや、当事者同士の繋がりが途絶えてしまうことで、コミュニティが破壊されてしまい、再建・復興期においても孤立が解消されないまま取り残されてしまう可能性があることも付け加えたい。

以上を踏まえると、災害時に性的マイノリティが直面する困難とは、カミングアウトと「社会的な孤立」の二者択一を迫られることであると言える。周囲にカミングアウトをしていない当事者が必要な支援を受けるにはカミングアウトが必要である一方で、カミングアウトしていても周囲の無理解によって自身のアイデンティティやパートナーとの関係性を否定されてしまうというジレンマに陥る。さらには、災害によって当事者同士のコミュニティが破壊されてしまうことで、当事者同士の助け合いを頼ることも難しい。こうした問題は、避難所への入居や避難生活での支援だけでなく、被災による怪我に必要な処置が受けられない、公的な関係が認められていないために同性パートナーの安否確認をすることができないなど緊急性の高い局面にも現れる。そして、これらの困難はやはり平常時から当事者たちを苦しめている構造によるものである。

3. 1. 2 性的マイノリティに配慮した防災の事例

次に、前項で整理した性的マイノリティの困難に対し、政府及び自治体によって実際に取り組まれている事例を確認する。

まず、政府によって行われている事例についてはあまり見られなかった。政府が発出しているガイドライン等を確認すると、前章で紹介した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の「はじめに」にて、「これらの取組を進めることは、（中略）LGBTの方など、多様な方々への配慮にも資する」²⁰として、「女性」の視点を取り入れることが性的マイノリティへの配慮につながるという文脈で言及されているのみであり、基本方針や取り組むべき事項においては性的マイノリティについての言及は見られなかった。これはあくまで、「女性」のニーズと見なされるプライバシーの確保が、性的マイノリティのニーズにも通じるといったことを意味しているに過ぎないだろう。また、令和4年に「避難所における性的マイノリティへの配慮に関する取組調査」²¹を行っているものの、各都道府県及び市町村における調査を踏まえて、各都道府県に呼びかけを行っているにとどまる。

政府による具体的な取り組みがなされていない一方で、各自治体では取り組みが進められている様子が窺える。例えば、先ほど述べた内閣府による調査の結果によると、避難所運営マニュアル等への性的マイノリティ、あるいはそれを含意する記載は36の都道府県で既に行われているとされている。また、そのうち、トイレに関しては27、相談窓口に関して記載しているものは20の都道府県で見られた。一方で、市町村では130の対象自治体のうち、18が「記載あり」、30が「記載予定あり」と回答しており、市町村での取り組みの遅れが目立つ結果となった。

自治体で行われている取り組みの中で、いずれの自治体にも共通して見られる取り組みとして避難所運営マニュアルや地域防災計画等での性的マイノリティへの配慮の記載が見られた。また、防災・復興分野だけでなく、同性パートナーシップ制度の整備や性的マイノリティへの性暴力予防施策など、平常時から性的マイノリティへの取り組みを推進している自治体も多い²²。他の取り組み事例では、例えば東京都渋谷区では防災へ性的マイノリティの視点を入れるために当事者や支援団体の意見を取り入れる必要があることを示しているほか、千葉県千葉市では避難所開設・運営マニュアルに「性別・LGBT（性的少数者）への配慮チェックシート」を追加している。都市部や被災経験のある地域でこうした性的マイノリティに配慮した防災の取り組みが見られた点は、「女性」の参画が進んでいる地域の特徴と同様であった。

とはいえ、女性参画の取り組みと同様、マニュアルへ記載がなされている場合でも、職員や地域住民にどの程度認識されているかは疑問が残る。また、マニュアルに記載する際に、既存の「災害弱者」や「女性」に関する取り組みにひとまとめに並列されてしまっているケ

²⁰ 内閣府男女共同参画局, 2020, 「災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」

https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guidelene_01.pdf (2025年12月17日最終閲覧)

²¹ 内閣府(防災担当), 2023, 「避難所における性的マイノリティへの配慮に関する取組調査結果について(周知)」

²² 三菱リサーチ&コンサルティング, 2022, 「自治体におけるSOGI施策事例集」

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/05/pdf_diversity_03.pdf (2025年12月17日最終閲覧)

ースも見られ、具体的にどのような取り組みが必要なかがわかりにくくなっている。そして、先ほど指摘したように、マニュアルへの記載が多く都道府県で進んでいる一方で、市町村での記載の有無の状況とは大きな開きがあり、実際に災害に起きた際に個別の対応を迫られるはずの市町村での取り組みの遅れを見過ごすことはできない。内閣府から統一的な指針が示されていないことを踏まえると、今後も取り組んでいる自治体とそうでない自治体との格差は広がっていく一方だろう。

3. 1. 3 「性的マイノリティに配慮した防災」の必要性と意義

ここまで災害時に性的マイノリティが直面する困難とそれに対する取り組みの現状と課題を整理した。したがって、本項ではこれまでの防災政策では取り上げられることのなかった「性的マイノリティに配慮した防災」という領域を進めていく必要性とその意義を検討する。

まず、性的マイノリティを「災害弱者」と扱うことができるのかを検討していく。避難時、避難生活そして生活再建時に特別なニーズを持つ人々を「災害弱者」とするのであれば、避難生活に特別な配慮を必要とするという観点から、たしかに性的マイノリティは「災害弱者」と言えそうである。しかしながら、第1章で確認した通り、行政の想定している「災害弱者」は機能的な制限を持つ当事者やそれにより二次的なニーズを持つ人々であり、その対象にすべての性的マイノリティが含まれるとは言えない。また、日本の防災政策が救命対応に重きを置いていることを踏まえると、災害時の性的マイノリティのニーズが「ぜいたく」や「わがまま」と捉えられてしまい、他の「災害弱者」に比べて対応が後回しにされてしまう可能性もある。

しかし、性的マイノリティの持つニーズは決して「ぜいたく」や「わがまま」で済ませることはできない。避難生活に不安を感じて自宅に戻ったり、車中泊を選んだりすることで、逃げ遅れや疾患につながるリスクがあり、「災害弱者」の議論でも問題となった二次被害につながる。災害リスクは機能的な制限だけでなく、性的マイノリティがさらされているような経済的・社会的な障壁によっても生じることは第1章でも確認した通りである。さらに、性的マイノリティは鬱や希死念慮を抱える人も多く、災害時のような強いストレスにさらされる場合には適切なサポートにつなげる必要もある。こうした性的マイノリティの災害リスクは確かに存在していながらも、今の「災害弱者」政策の中で性的マイノリティを「災害弱者」として扱うだけでは、現在性的マイノリティが直面している「ニーズが見落とされてしまう・後回しにされてしまう」現状を変えることはできない。また、現行の「災害弱者」対策では、性的マイノリティを支援が必要な「弱者」として一括りにし、その中にある多様な経験や防災の担い手としての可能性を見落とすことに繋がりがかねない。

一方で、ガイドラインが示すように、「女性の参画が進めば性的マイノリティへの配慮が進む」と言い切ることはできるだろうか。「女性」が多様なニーズを持つように、性的マイノリティの持つニーズも、そのあり方や身体、周囲との関係性の中で多様である。例えば、ガイドラインにあるように、災害時の相談窓口に「女性」を置いたとしても、その「女性」が性的マイノリティのすべてのニーズを理解できるわけではないし、当事者側が相談を躊躇う可能性もある。また、同性パートナーや避難所での登記に関する問題は、政府が想定する「女性」にとっては問題とならないため、女性の参画が進んでも、解消につながるかは不

透明である。「女性」のニーズに応え、トイレの設置や下着・生理用品の備蓄を進めても、それらが男女二元論に基づく分け方をなされている以上、性的マイノリティの困難は解消されないだろう。

以上から、既存の「災害弱者」や女性参画の施策で性的マイノリティのニーズに応じていくことには限界があることがわかる。一方で、性的マイノリティのニーズに応えることは、多様な性のあり方に応じていくことにもつながるのではないだろうか。例えば、トイレや浴場のオールジェンダー化を進めることは、多様な身体のあり方を肯定し、誰もが自由に安心して生活することのできる避難所につながる。「金沢レインボープライド」による要望書では、異性とも利用できるトイレを確保することが求められていた²³が、もしこれが実現すれば、高齢者や障害者がトイレの利用において介助を受けることが容易になる。また、下着や生理用品を男女で分けて用意するのではなく、個々のニーズに応じて安心して配布できるようにすることで、性的マイノリティでなくとも周囲に自身の身体に関する情報を明かしたくない人や様々な体形の人が容易にアクセスできるようになる。

このように、性的マイノリティに配慮することは、現状の取り組みで見落とされているあらゆる人々のニーズに応えることにもつながると言える。当事者からも声が上がっている今、「性的マイノリティに配慮した防災」を進めることは急務といっても差し支えないだろう。

3. 2 「災害とジェンダー」における性的マイノリティの包摂をめぐる問題

3. 2. 1 「災害とジェンダー」における性的マイノリティの位置付け

ここからは「性的マイノリティに配慮した防災」の実現を検討する。そのために「災害とジェンダー」の議論が大いに役立つと考え、まず「災害とジェンダー」において、性的マイノリティをどのように位置付けることが可能かを検討する。

前章で触れたように「災害とジェンダー」の目的はジェンダーに基づく多様な経験に基づいて、その「脆弱性」を分析し、防災に組み込んでいく、すなわち「回復力」を高めていくことにある。そして、ジェンダーに基づく個人の経験を特定のジェンダー集団全体と結びつける本質主義に陥ってはならないとする池田（2010）の指摘を改めて強調したい。一方で、「ジェンダーと災害」で扱われる経験の中に、性的マイノリティの経験は位置付けられてこなかったことも事実である。そして、性的マイノリティもシス・ヘテロ女性/男性と同様に、そのアイデンティティや交差性、置かれている状況によって災害時に直面する困難は多様であるという点から、この「災害とジェンダー」の中に位置付けることは可能であると考えられる。

「災害とジェンダー」に性的マイノリティを位置付けようとする時、注意しなければならない点は、これまでの「災害とジェンダー」が一般にシス・ヘテロ女性/男性を想定してきたことを踏まえて、新たに「女性/男性/性的マイノリティ」という枠組みを作り出すような

²³ 金沢レインボープライド、「被災地における性的マイノリティへの支援に関する要望書」<https://hokuriku-mf.jp/wp/wp-content/uploads/2024/02/31beabd2591f31be8271131a312c2967.pdf>（2025年12月17日最終閲覧）

ことは避けなければならないことである。なぜなら、このように「性的マイノリティ」を「第三の性」としてカテゴライズする試みは、当事者のあり方やその経験をまさに画一化・均質化しようとする試みであり、性的マイノリティを自らとは異なる存在として再度他者化しかねないためである。この枠組みの中では、トランスジェンダーをはじめとして「女性」や「男性」と経験を共有しうる人々の困難がカテゴリーによって切り離されてしまい、それぞれに特有の問題として扱われてしまう。そして、共有している困難を提起するための連帯の可能性も失われてしまうのである。

一方で、これまで「災害とジェンダー」が「女性」の困難に焦点を当ててきた経緯を踏まえると、男女二元論を解体してジェンダーを完全なグラデーションとして捉えた上で個人の経験を分析しようとするのもまた、そのジェンダーの持つ「脆弱性」ゆえに経験していたはずの困難が、個人的な問題として片付けられてしまうリスクにつながりうる。

したがって、「災害とジェンダー」に性的マイノリティを位置付けるためには、性的マイノリティを「第三の性」として捉えるのではなく、また、単に既存の議論における男女二元論的な前提を解体するのでもなく、多様なジェンダーの持つ多様な経験の共通点と差異を見出しながら、これまで見落とされてきた人々の「脆弱性」と「回復力」に目を向けていく試みが必要である。

3. 2. 2 「災害とジェンダー」は性的マイノリティを包摂しうるか

次に、「災害とジェンダー」において性的マイノリティのもつ「脆弱性」と「回復力」を考察し、「災害とジェンダー」において性的マイノリティはどのような役割を果たすのか、そして、性的マイノリティを今の「災害とジェンダー」に包摂することができるかを考察する。

性的マイノリティのもつ「脆弱性」は前節でも触れた避難所への登記、同性パートナーの受け入れ、トイレ・浴場の利用、下着や生理用品、ホルモン治療やHIV治療薬へのアクセス、メンタルヘルスなど災害のさまざまなフェーズにまたがって存在している。一方で、性的マイノリティはどのような「回復力」をもつのだろうか。

内田(2012a)による調査では、避難所でカミングアウトしたトランスジェンダー女性が、周囲のシスジェンダー女性被災者に受け入れられたことで、避難所運営者に女性のニーズを伝える役割を果たしたという当事者のインタビューが見られた。また、Yamashita(2024)の調査でも、バイセクシュアルの女性が障害を持つトランスジェンダー女性へのケアを行ったことや、ゲイの男性が避難所の管理者と交渉して避難所内で炊き出しを行った事例などが報告されている。また、レズビアン・ゲイバーが当事者や近隣の被災者の居場所として一時的な避難所の機能を果たし、食事の提供やトイレを誰でも使えるように開放したという事例もYamashita(2024)は報告している。以上より、性的マイノリティは当事者のニーズを拾い、他の性的マイノリティの支援を行ったり、他の人々と変わらず、地域や避難所で積極的に重要な役割を担ったりするなど、「回復力」を持つ存在とすることができる。

一方で、こうした「回復力」をすべての性的マイノリティのもつ「回復力」として見ることは、本質主義に陥りかねず、慎重になるべきである。例えばトランスジェンダー女性に避難所の女性の代表者としての役割を求めることは、トランスジェンダーを既存の二元的な性規範に組み込むこととなり、本来トランスジェンダーの当事者が抱えている、シスジェン

ダー女性と異なるニーズを見落とすことにつながるリスクがある。また、当事者間のケアを期待することは、性的マイノリティへの災害時のケアを同じ性的マイノリティだけに押し付ける構造につながりうる。こうした構造に陥ることは、これまで社会の中で性規範から「逸脱」した存在として周縁化されてきた性的マイノリティを、既存の規範の中に再配置しようとする試みであり、性的マイノリティの「回復力」を利用して性的マイノリティの困難を再度周縁化するという新たな構造的暴力を生み出すだけである。

この視点は「災害とジェンダー」の議論に性的マイノリティを包摂する際だけでなく、防災にジェンダー視点を導入しようとする取り組みに性的マイノリティを包摂しようとする際にも、やはり同様の視点が重要となってくる。したがって、次にジェンダー視点を導入する取り組みについて見ていく。

まず、自治体のガイドラインやマニュアルに配慮を記載する取り組みについては、一部の自治体ですでに性的マイノリティへの配慮も進められており、今後も進めていくべきである。また、避難所運営ガイドラインに具体的な物資やサポートを含めていく試みも同様に進められるべきである。

一方で、前章で扱った内閣府のガイドラインや自治体での取り組みで示されているような「女性」の参画を促すような取り組みを、性的マイノリティについても行い、意思決定過程に当事者を含めたり、当事者を対象とした研修を進めていったりすべきなのだろうか。改めて性的マイノリティの直面する困難を振り返ると、そのような取り組みが必ずしも最適では無いように感じる。

性的マイノリティが声をあげて当事者の経験やニーズを共有しようとする時、自身のアイデンティティをカミングアウトすることは避けられない。日常生活においても周囲に自身のアイデンティティを隠して暮らしている当事者が多くいる中で、当事者自身の自発性に委ね、ただ意思決定過程への参画や研修を通じたリーダーシップ育成を期待しても、「声を上げる当事者」と「そうでない当事者」を選別し、前者を模範的な性的マイノリティとして社会で迎え入れる一方、後者を自己責任によって切り捨てる結果に結びつきかねない。さらに言えば、「当事者のニーズは当事者によって発されるべき」という論理は結局のところ「面倒なことは本人たちに解決してもらおう」という姿勢が見え透いている。先述した内田（2012a）の報告では避難所でトランスジェンダー女性がカミングアウトを通じてシスジェンダー女性と同様にトイレや浴場の利用を認められた事例が見られたが、必ずしも全ての当事者のカミングアウトが「成功」し周囲から受け入れてもらえるとは限らない。特に近年のトランスジェンダーを対象としたヘイトスピーチは、トイレや浴場といった公共施設の利用をめぐる「女性の安全」を「トランスジェンダーの権利」が脅かすかのように誤った危機感を煽るものも多く、災害時のような地域全体が強いストレスや不安に苛まれる環境下で、こうした性的マイノリティを標的としたヘイトが浮上する可能性は十分にある。

こうした点から当事者の視点のみを頼りにする現在の主流な試みの限界が見えてくる。性的マイノリティと一括りにすることはできない以上、特定の個人に集団の代表者を任せることは集団内の分断に繋がり、そうして生まれた取り組みもまた誰かを排除しうる。一方で、それぞれのあり方やそれによるニーズを都度回収し、新たな取り組みに繋げていくことができれば理想的だが、実現するための時間やコストは限られ、さらにはいつ大災害に見舞われるかもわからない昨今、実現可能性は低いと言わざるを得ない。

以上を踏まえると、現在の「災害とジェンダー」に性的マイノリティを包摂しようとするれば、そこには性的マイノリティを既存の性規範に当てはめようとする構造的な力が働くことになる。さらに、当事者のために当事者が声をあげることを要請する今の防災取り組みのあり方そのものが、模範的な当事者を生み出すことで当事者のあり方を規定しようとする抑圧を生み出すことも指摘できる。ここに既存の防災の枠組みで「性的マイノリティに配慮した防災」を進めていくことの限界が見えてくる。そして、「性的マイノリティに配慮した防災」の実現には既存の「災害とジェンダー」、ひいては防災そのものを見直す必要があることがわかる。

4. SOGI に配慮した防災を実現するためには

本章では、これまでの議論を踏まえ、「性的マイノリティに配慮した防災」の実現が、あらゆる性のあり方に配慮した防災、すなわち「SOGI に配慮した防災」につながることを示し、「性的マイノリティに配慮した防災」を実現するための取り組みを提案する。そして、最後に日本の防災政策のあり方そのものを考察したい。

4. 1 SOGI に配慮した防災の意義

前章まで「災害弱者」、「女性」、そして性的マイノリティが災害時に直面する困難とそれに対する取り組みを見てきた。第1章では、「災害弱者」は行政により支援の対象として一括りにされ、その内側にある差異が見落とされるリスクを指摘した。さらに、「災害弱者」政策の中で「支援する対象」と「そうでない対象」の間に線引きがなされてしまうことで、後者の「平常時においてその困難が不可視化されてしまっている」存在が見落とされてきたことも指摘した。次の第2章では、この「災害弱者」から見落とされていた「女性」が災害時に直面する困難と果たす役割が「災害とジェンダー」によって発見された一方で、現在の防災においてジェンダー視点を導入する取り組みは、平常時の「女性」にケアを押し付けている構造を温存しながら、新たに「災害の担い手(=ケアの担い手)」として災害時の「女性」のあり方を規定し、「女性」を再度周縁化しかねないことを指摘し、現状の取り組みのあり方を根本的に見直す必要性を示した。また、第3章では、この「災害とジェンダー」が「女性」、すなわち「シス・ヘテロ女性」だけに焦点を当てていたことで見落とされてきた「性的マイノリティに配慮した防災」を検討した。そして、この「性的マイノリティに配慮した防災」を実現するために性的マイノリティを「災害とジェンダー」に包摂しようという試みを通じて、「性的マイノリティに配慮した防災」が多様な性のあり方の中で連帯を生み出す可能性を見出せた。それと同時に、「女性」の参画でも指摘した、「マイノリティを抑圧してきた既存の構造を維持しながらマイノリティをその中に再配置しようとする試み」に加え、「当事者に声を上げることを要請する圧力」という防災にジェンダー視点を導入する取り組みの抱えている構造的な問題が明らかとなった。

改めて立ち返ると、性的マイノリティに配慮するということは、当事者が声を上げることが難しい様々なニーズを想定しようとする姿勢を目指すことなのではないだろうか。「性的

マイノリティに配慮した防災」を実現するためには、避難所で性的マイノリティにカミングアウトを要請するのではなく、一方で公的な支援を避ける性的マイノリティを社会から排除するのでもなく、見えない人々のニーズに常に応えようとし続ける営みが必要である。そして、この「性的マイノリティに配慮した防災」は前章一節にて述べたように、その対象を性的マイノリティに限らない。したがって、「性的マイノリティに配慮した防災」を実現することは、性的マイノリティに配慮するだけでなく、あらゆる性のあり方を肯定する「SOGIに配慮した防災」の実現につながり、その中では「女性」や「災害弱者」をはじめとする、これまで困難が見落とされてきた全ての人々のあり方にも配慮することにつながると言える。そして、この「SOGIに配慮した防災」を実現することが、今の日本の防災政策の大きな転換点となるだろう。

4. 2 性的マイノリティに配慮した取り組みの提案

本節では、前節でその意義を明らかにした「SOGIに配慮した防災」を実現するために行政が進めるべき取り組みを提案する。前節でも述べた通り、「SOGIに配慮した防災」には「声を上げる当事者」に代表されない様々な視点を想定することが不可欠である。したがって、行政には今明らかになっているニーズだけでなく、常に見落とされているニーズを見つけようとする試みが不可欠である。

そのために、まず政府が性的マイノリティへの配慮に特化したガイドラインを可及的速やかに策定することが必要である。現在の取り組み状況から多くの自治体で性的マイノリティが災害時に困難と直面する存在として認識されていないことは明らかである。一方で、「金沢レインボープライド」のように民間の団体が当事者の支援や啓発活動を行っていることを考えれば、行政も取り組みの必要性を認識する必要がある。また、その支援を民間に頼るだけではなく、行政主導で取り組みを進めていくことも必要である。そのためにも、自治体での取り組みの指針となるものを作成する必要がある。加えて、ガイドラインの策定によって各自治体の職員の理解を醸成することができれば、災害時の避難所対応や避難生活下での当事者の困難を軽減することができるほか、地域の当事者支援団体との連携を通じて、当事者のニーズをより可視化することが可能となる。そして、現在都道府県レベルで進められているマニュアルへの配慮の記載を市町村でも進めていくことを促すとともに、その内容をより十分なものとすることで、量的にも質的にも十分な取り組みにつながることが期待される。

次に、各自治体が平常時から性的マイノリティへの取り組みを進めていくことが必要である。前章でも述べた通り、災害に関する性的マイノリティの支援を進めている自治体は、平常時の性的マイノリティへの取り組みを進めていた。例えば、同性パートナーシップ制度を拡大することで、災害時に避難所での同性カップルの受け入れや安否確認を円滑に進めることができるだろう。また、地域の女性の相談窓口にて性的マイノリティの相談も受け入れられるように専門家や職員を配置し、さらにその取り組みを周知させることで、災害時に性的マイノリティが支援を求める先が明確となり、安心して避難生活を送ることができるようになる。例えば、災害時には自治体の匿名ホットラインを設置し、性的マイノリティに

関する地域内外の専門職員等とつなげることができれば、避難所の運営者に直接伝えることのできないニーズや相談もしやすくなることが期待できる。

最後に、当事者支援団体への支援である。1点目でも述べたように、自治体が当事者支援団体と連携することで当事者のニーズを可視化しやすくなる。例えば、自治体で備蓄・管理することが難しい特別な下着やホルモン治療に必要な医薬品、HIV 治療薬などを地域の当事者支援団体の方で備蓄することを支援できれば、これらの管理にかかる自治体の負担を軽減しながら、支援団体に過度な負担を押し付けないようにできる。支援団体の施設を当事者の生理用ナプキンの受け取り場所として機能させたり、様々な形や大きさの下着を性的マイノリティやあるいはそれ以外の人々も利用したりすることもできれば、「声を上げる」必要なく当事者のニーズを満たすことができる上に、自治体側も多様なニーズを把握することができるだろう。

以上が「性的マイノリティに配慮した防災」を実現するための提案となる。これらの提案は、その取り組みが実現されたからといってすべての課題が解決されるわけではなく、むしろこれから「性的マイノリティに配慮した防災」の実現を議論していくための指針やきっかけとなることを意図したものである。今すぐ実現することは現実的に難しいだろうが、具体的な政策議論の一助となれば幸いである。

4. 3 日本における防災のあり方と今後の展望

最後に今後の日本における防災のあり方を考察する。

本稿を通じて、性的マイノリティをはじめとした様々なマイノリティが災害時に直面する困難とそれに対する取り組みを整理した。その中で見えてきたのはやはり災害対応に重きをおく日本の防災政策の限界だった。災害は社会の外部から突然襲ってくるものではなく、そのリスクは私たちの日常の中に潜んでいることを改めて認識する必要がある。常に想定以上の災害が訪れてきた日本の被災経験ゆえに、災害時にどのように対応し、復興していくかに主眼が置かれていること自体は妥当であるものの、マイノリティへの対応に目を移すと、災害時にどのような対応を試みても、その対応の柔軟性は平常時にマイノリティを抑圧している構造の外に出ることはできない。したがって、災害時にマイノリティが直面する困難を解消していくためには、まず平常時にマイノリティを抑圧している構造を是正する抜本的な取り組みを進めていくことが必要である。そのためには、災害時にマイノリティが直面する困難を防災の領域だけで議論するのではなく、領域横断的に議論を進めていく必要がある。そして、あらゆる分野において、当事者だけに声を上げさせるのではなく、政府や自治体、そして私たちを含む社会全体でマイノリティを包摂した社会の実現について今一度取り組んでいくことが重要であるだろう。

おわりに

本稿では、性的マイノリティが防災政策の中で見落とされていることを踏まえ、「性的マイノリティに配慮した防災」を実現するために、日本の「災害弱者」や「ジェンダーと災害」に関する議論を整理した。そして、「性的マイノリティに配慮した防災」が「SOGIに配慮した防災」につながり、性的マイノリティだけでなくあらゆる人々の見落とされてきたニーズに応えることができると結論づける一方で、日本の防災政策の抱えている課題も明らかとなった。

災害大国と呼ばれる日本で育った私たちにとって「防災」はとても馴染み深いもののように感じる。一方で、大規模な災害が相次ぐ今だからこそ、「防災」が何を守り、何を切り捨てているのかに目を向ける必要があるのではないだろうか。また、本稿を通じて「防災」がそれ自体で成り立っているわけではなく、あらゆる分野の議論と合わせて考えていく必要があることを改めて確認することができた。本稿では深めることができなかったが、食物禁忌など宗教的な慣習を持つ人々への配慮も今後議論を進めていくべきだろう。

最後になったが、本稿の執筆にあたり、先行研究を通じて多くの被災された性的マイノリティの方々のインタビューを参照させていただいた。しかしながら、本稿の執筆期間では直接お話を伺うことができなかった点は心残りである。したがって、今後の研究では、執筆者自身が当事者の方にインタビューを実施し、より一層当事者の視点に立った研究を心掛けていきたい。

参考・引用文献

- 相川康子, 2006, 「災害とその復興における女性問題の構造 — 阪神・淡路大震災の事例から —」 『国立女性教育会館研究ジャーナル』 10, 5-14.
- _____, 2024a, 「阪神・淡路大震災以降、防災対策はどう変わったのか」. ウィメンズネット・こうべ編著『女たちが語る阪神・淡路大震災 1995-2024—いいたいことがいっぱいあった』ペンコム
- 浅野幸子, 2023, 「ジェンダー視点による地域防災力の向上: その主流化への道程と定着への課題」, 博士論文.
- 池田恵子, 2010, 「ジェンダーの視点を取り込んだ災害脆弱性の分析: バングラデシュの事例から」 『静岡大学教育学部研究報告 人文・社会・自然科学編』 60, 1-16.
- 内田有美, 2012a, 「セクシュアルマイノリティの避難生活」. みやぎの女性支援を記録する会編著『女たちが動く: 東日本大震災と男女共同参画視点の支援』生活思想社
- 北村美和子, 松川杏寧, 2023, 「災害時のセクシュアルマイノリティの方々の困難や避難所におけるニーズについての報告」 『東日本大震災特別論文集』 12
- 静間健人, 土田昭司, 辛島恵美子, 菅磨志保, 2020, 「要配慮者概念の変遷と要配慮者に対する ケイパビリティアプローチの提案」 『社会安全学研究』 10, 3-13.
- 杉浦郁子, 前川直哉, 2022, 『「地方」と性的マイノリティ: 東北6県のインタビューから』 青弓社
- 竹信三恵子, 2012, 「震災とジェンダー ——『女性支援』という概念不在の日本社会とそれがもたらすもの」 『ジェンダー研究』 15, 87-98.
- 立木茂雄, 2022, 『災害と復興の社会学』 萌書房
- 林春男, 2003, 『いのちを守る地震防災学』 岩波書房
- 別府茂, 2009, 「災害弱者の生活と食事 — 現状と課題 —」 『日本食生活学会誌』 20(2), 93-99.
- Yamashita, A., 2024, “Being LGBT in disasters: lived experiences from Japan,” *BEYOND DIVERSITY*: 73-93
- 吉川忠寛, 2007a, 「避難生活」. 大矢根淳・浦野正樹・田中淳・吉井博明編, 『災害社会学入門』 弘文社
- 李永子, 2006, 「災害における要援護者概念の再考 — 「災害弱者」から「災害時要援護者」へのアプローチ」 『福祉のまちづくり研究』 8(1), 38-48.

